

事業計画概要書に対する知事意見書

6 松地環第1-2号
令和6年(2024年)8月1日

株式会社みのり建設
代表取締役 宮坂 典利 様

長野県松本地域振興局長

令和6年5月21日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社みのり建設 代表取締役 宮坂 典利 長野県諏訪郡富士見町富士見11693番地7	
(2) 事業計画の概要		
>申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 諏訪郡富士見町富士見字南原山11686番1 ○中間処理施設(堆肥化施設) 諏訪郡富士見町富士見字南原山11691番2、11692番1、11686番2、11686番3	
② 廃棄物の処理施設の種類	○施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 ○中間処理施設(堆肥化施設)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。) ○堆肥化する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。)、動植物性残さ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	○施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 66t/日(8.25t/h:8時間稼働) ○中間処理施設(堆肥化施設) 22.79t/日	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	○破碎する産業廃棄物 <u>木くず(伐採木に限る。)</u> ○堆肥化する産業廃棄物 <u>木くず(伐採木に限る。)</u> 、 動植物性残さ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○破碎する産業廃棄物 なし ○堆肥化する産業廃棄物 動植物性残さ 特別管理産業廃棄物を除く。

➤申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処理施設の設置許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	諏訪郡富士見町富士見字南原山11686番1
② 廃棄物の処理施設の種類	施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	破碎する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。） 特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	66 t / 日（8.25 t / h : 8時間稼働）
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 諏訪郡富士見町南原山地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・富士見町長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 ・周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年8月22日（木） 午後7時から (場所) 諏訪郡富士見町富士見 11576-2 南原山集落センター

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。